

広島県告示第九百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中迫川北線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
庄原市西城町栗字細堂四八九番一地从先から 庄原市西城町栗字細堂四八八番一地从先まで	新	一六・五〇〇〇二 三・〇〇〇	二・八〇〇八・ 〇〇	二九・〇〇	拡幅
	旧	二・八〇〇八・ 〇〇			
庄原市西城町栗字猪伏九九〇番四地从先から 庄原市西城町栗字猪伏九五八番一地从先まで	新	一〇・〇〇〇〇五 三・〇〇〇	三・八〇〇四・ 五〇	二九・〇〇	ルート変更 不用物件延長 二二五・〇〇メ ートル
	旧	三・〇〇〇〇五 〇〇			
庄原市西城町栗字猪伏九九〇番四地从先から 庄原市西城町栗字猪伏九五八番一地从先まで	新	七・八〇〇一 五・〇〇〇	三・八〇〇四・ 五〇	三二八・〇〇	拡幅
	旧	三・〇〇〇〇五 〇〇			

庄原市川西町字奥田二番一地从先から 庄原市川西町字大迫二〇番五地从先まで		庄原市西城町栗字猪伏九五八番一地从先から 庄原市川西町字奥田二番一地从先まで	
新	旧	新	旧
三・〇〇 一・〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 三・〇〇〇 〇〇〇〇六・	七・五〇 九・五〇〇 〇〇〇〇二	二・五〇 三・〇〇〇 〇〇〇〇一
四九・〇〇	五一・〇〇	一五二・〇〇	一七〇・〇〇
拡幅		ルート変更 不用物件延長 一〇八・〇〇メ ートル	